

令和元年8月30日
相模原市発表資料

市と神奈川県警察との児童虐待情報の全件共有について

本市と神奈川県警察は、児童虐待の未然防止及び早期対応による児童の安全確保に向け、これまでも児童虐待事案の対応に関する協定を締結し、本市が把握した情報のうち、虐待による外傷がある場合や子どもの安全が確認できない場合などに、本市から神奈川県警察に情報を提供し、緊密な連携を図ってきました。

この度、児童虐待事案に対して、より一層早期に対応するため、これまで提供していた事案以外の軽微な事案を含め、本市が関わる全ての児童虐待事案を、神奈川県警察と情報共有することとしましたので、お知らせします。

1 概要

本市の全ての児童虐待事案を神奈川県警察と情報共有することで、神奈川県警察に通報のあった事案について、子どもの安全を最優先に考え、本市に連絡が取りにくい夜間及び休日においても、神奈川県警察が迅速に本市が関わっている児童虐待案件かどうかを確認できるようにし、更なる連携強化を図ることとしました。

2 情報共有の方法

本市が関わる全ての児童虐待事案のデータを、本市と神奈川県警察が利用できる専用のネットワーク上に保存し、一定のルールの下で、神奈川県警察がデータを閲覧できる体制を整えます（平日日中の時間帯は、これまでどおり、本市と神奈川県警察で電話連絡をします。）

3 実施日

令和元年9月2日から運用を開始します。

問い合わせ先
こども家庭課
電話 042-769-9811